

国民健康保険制度変更に関するQ&A

高槻市 健康福祉部 国民健康保険課

平成30年2月

1. 制度趣旨関連

問1 なぜ、制度の見直しが必要なのですか？

(答)

国保制度は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「小規模な運営主体（市町村）が多く財政が不安定になりやすい」などといった構造的な課題を抱えています。また、市町村ごとに運営されているため、被保険者の医療機関における窓口負担が同じであるにも関わらず、住む市町村によって保険料率や減免制度などが異なっており、負担する保険料に違いがあります。そのため、大阪府を財政運営の責任主体とすることで、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定的かつ持続可能な制度として次の世代に引き継げるように見直します。

問2 なぜ保険料率を統一するのですか？

(答)

府内どこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るためです。

問3 府と市町村のそれぞれの役割は？

(答)

大阪府は、財政運営の責任主体として、府全体で必要な医療費の総額を推計し、保険料率と各市町村が納付すべき事業費納付金を決定します。また、各市町村が保険給付に必要な費用を全額交付します。

市町村は、引き続き、保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付、保健事業を行います。また、決定された事業費納付金を大阪府に納付します。

2. 資格関連

問1 都道府県単位での運営であれば、府内で転入転出する際の手続きは不要ですか？

(答)

転入・転出の手続きは必要です。

国民健康保険の資格管理は都道府県単位で行うこととなり、平成30年4月以降は、府内であれば、他の市町村に転出した場合でも資格は継続しますが、転入先の市町村で新たな被保険者証などが交付されますので、各市町村（転出元・転入先）での手続きが必要です。

問2 交付済みの被保険者証はいつまで使えますか？

(答)

現在お持ちの被保険者証は、記載の有効期限までお使いいただけます。被保険者証の様式は10月の一斉更新の際に府内統一の様式に変更となります。

問3 被保険者証以外の証はどうなりますか？

(答)

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成30年8月適用分より様式が変更となります。更新時期や更新頻度、交付窓口は変わりません。

3. 保険料関連

問1 今の保険料と比較するとどうなりますか？

(答)

これまでは本市が保険料率を決定し保険料を算定していましたが、平成30年度以降は大阪府が府内統一基準として保険料率を決定します。この結果、本市の保険料は、様々な要因（所得、世帯構成、減免制度の変更など）から上昇することが見込まれます。但し、本市では急激な保険料の上昇を抑制するため、府内統一保険料となる平成36年度までの期間で段階的に変更していく予定です。

問2 保険料が上昇する見込みとのことですが、一気に上昇してしまうのでしょうか？

(答)

保険料の急激な上昇を抑制するため、府内統一保険料となる平成36年度までの期間で段階的に変更していきます。

問3 保険料は今よりも上昇する傾向とのことですが、なぜ上昇するのか詳しく知りたいです。

(答)

保険料が上昇する主な要素は以下のものがあります。

①所得割額の上昇によるもの

所得に応じてかかる保険料（所得割額）は所得割率をもって計算されますが、府内統一保険料率の所得割率は、本市の所得割率よりも高く設定されるため、従来に比べ保険料の上昇が見込まれます。

②賦課割合（均等割額と平等割額の比率）の変更によるもの

本市ではこれまで多子世帯を含む多人数世帯の保険料負担に配慮し、被保険者1人あたりにかかる保険料（均等割額）を低く設定し、一方で1世帯あたりにかかる保険料（平等割額）を高く設定していました。ところが、府内統一基準では均等割額を高く設定するため、特に多人数世帯の保険料が上昇する見込みとなります。

③減免制度の変更によるもの

本市が独自で設けていた減免制度が府内統一基準により廃止となります。廃止される主な減免制度は、以下のとおりです。

「特別減免（所得割ゼロ世帯減免）」

軽減対象世帯であり、かつ、保険料の所得割額が0円の世帯であれば、平成25年度の保険料率に据え置く制度

「低所得減免」

保険料が前年の総所得の16%を超えている世帯は、16%を超えた分の所得割額を減額する制度

「収入減少減免」

前年所得からの減少率が20%から30%未満の場合、所得割額を20%減免するという区分の廃止

※上記の②賦課割合と③減免制度については、平成36年度までの6年間をかけて段階的に変更していきます。

また、府内統一保険料率に移行することによって急激に保険料が上昇することがないように、公費を投入しながら、上昇幅を緩やかにする対応を行います。

なお、世帯構成や所得の状況によっては、保険料が下がる世帯もございます。

問4 制度変更による保険料はいつから変わりますか？

(答)

平成30年8月に決定する、平成30年度本算定保険料から変わります。

※平成30年4月に決定する暫定保険料(4月～7月)は、平成29年度の保険料率をもとに算定しています。

問5 保険料の納め方は変わりますか？

(答)

納付方法については、これまでと変わりはなく、納付書払い、口座振替、年金からの特別徴収(天引き)となります。

また、変更時期は未定ですが、本算定期間や納期数が次のように変わります。

	<現状>	<府内統一基準>
・納期数	年間12期	年間10期
・仮算定	4月	廃止
・本算定	8月	6月

問6 保険料の納付相談窓口は変わりますか？

(答)

変わりません。

これまで同様、市の国民健康保険課徴収チームが窓口となります。

4. 給付関連

問1 葬祭費や出産育児一時金の給付条件はどうなりますか？

(答)

変わりません。

出産育児一時金は42万円で、葬祭費は5万円です。

問2 府内で統一されるということであれば、府内の他市町村へ引っ越した際、高額療養費の多数回該当(直近12ヶ月間に4回目から自己負担額が下がる制度)は、引き継がれますか？

(答)

引き継ぎます。

世帯の構成が変わらないなど、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した転出元における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入先の市町村が引き継ぎ、通算することになります。

5. 保健事業関連

問1 人間ドックの費用助成はどうなりますか？

(答)

変わりません。

8割の金額を助成し、上限額を人間ドックの受診1回当たり30,000円とする基準で実施する予定です。

問2 特定健診や特定保健指導はどうなりますか？

(答)

国保広域化に伴う変更は、特にございません。

6. その他

問1 何が変わるのですか？

(答)

大阪府と本市が共同保険者となることに伴い、保険証等の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法などが変更となります。また、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率や減免の基準などについて統一することをめざします。

問2 何が変わらないのですか？

(答)

医療機関へのかかり方や窓口での負担割合は、これまでと変わりません。

また、本市は、引き続き住民の身近な窓口としての各種業務を担います。

- ・ 国保への加入や脱退の届出は、本市窓口で行います。
- ・ 被保険者証（保険証）は、本市から交付されます。
- ・ 保険料の納入通知書は本市から発送し、保険料は本市に納めます。
- ・ 高額療養費等の申請は、本市窓口で行います。
- ・ 人間ドックの費用助成や特定健診・特定保健指導などの保健事業は本市が実施します。

問3 保険料を納期前納付した場合の前納報奨金は今後も継続されますか？

(答)

平成30年4月1日から前納報奨金制度は廃止します。

ただし、これまでどおり全期前納（一括払い）でのお支払いは、今後も可能です。

問4 介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営主体は変わりますか？

(答)

変わりません。

これまでと同様に、介護保険制度の運営主体は本市であり、後期高齢者医療制度の運営主体は大阪府後期高齢者医療広域連合です。

ご不明な点は、以下にお問合せください。

- 保険料、被保険者証に関すること

国民健康保険課 資格賦課チーム

TEL：674-7075

- 前納報奨金制度の廃止、保険料の納付に関すること

国民健康保険課 徴収チーム

TEL：674-7076

- 給付関連、人間ドックの費用助成、被保険者証以外の証（高齢受給者証、限度額適用認定証など）に関すること

医療給付課 給付チーム

TEL：674-7079

- 特定健診、特定保健指導に関すること

健康づくり推進課

TEL：674-8800

- その他制度全般に関すること

国民健康保険課

TEL：674-7072

674-7075

674-7076